

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年8月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店  
所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3,889番地 外  
設置者 大栄管理株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
・株式会社PLANT  
（変更前）三ツ田 勝規  
（変更後）三ツ田 佳史
- 3 変更年月日  
平成29年5月8日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名を変更したため。
- 5 届出年月日  
平成29年7月24日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、刈羽村産業政策課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成29年8月1日から平成29年12月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp